特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

古平町長

公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	健康増進に関する事務				
②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大陽がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・引がん検診 ・別がん検診 ・骨粗鬆症検診 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。				
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	8				
(1)検診情報ファイル (2)宛名情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第111項、 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第54条				
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表139項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第141条				

5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	保健福祉課 健康推進係						
②所属長の役職名	課長	果長					
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	古平町総務課	北海道古平郡古平町大字浜町50番地	0135-48-9835				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関す	る問合せ					
連絡先	古平町総務課	北海道古平郡古平町大字浜町50番地	0135-48-9835				
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ		1]適用した			
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7	7年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和7	7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	 手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人們	青報の保管・済	消去					
特定個人情報の 失・毀損リスクへ 分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在	Eさせる作業				[]人	手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発 への対策は十分		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根	拠	登録や副 又は住所	本登録の際には、	本人からの	マイナンバー	務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン 取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4† ている。また、複数人でのダブルチェックを行い	青報
9. 監査							
実施の有無		[0]	自己点検	[]	内部監査	[]外部監査	
10. 従業者に	対する教育・	啓発					
従業者に対する	教育•啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先原	度が高いと考	えられる	対策		[]全	:項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高 る対策	いと考えられ	<選択肢 1) E 2) E 3) 本 4) 含 5) 7 6) 性 7) 性 8) \$	目的外の入手が行れ 目的を超えた紐付け 権限のない者によっ 長託先における不正 下正な提供・移転が 青報提供ネットワーク	っれるリスク、事務に使 て不正に使用等の 行われるテムを フシステムを しい滅失・野	への対策 要のない情報 用されるリスク リスクへの対策 スクへの対策 通じて目的を 通じて不正な	限との紐付けが行われるリスクへの対策 クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分	か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根	拠		人情報ファイルを取 扱者への研修、セキ			セス権を必要に応じて付与・解除している。 している。	

変更箇所

令和4年2月25日 新規作成 事前 日本和4年6月10日 I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部 8 (7)担当部署 保健福祉課 保健医療係 (7)担当部署 保健福祉課 健康推進係 I 関連情報 I 関連情報	
I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 「力担当部署 I 関連情報 I 関連情報 (保健福祉課 健康推進係 事後	期に係る説明
令和4年6月10日 5. 評価実施機関における担当部 保健福祉課 保健医療係 保健福祉課 健康推進係 事後 1 関連情報	
令和4年6月10日 用停止請求 請求先	
Ⅰ 関連情報 - 常和4年6月10日 日	
令和7年10月3日 新様式対応、標準化・共通化・ ガバメントクラウド対応	
健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康 診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主 務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■ 対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃が八検診 ・ 門が八検診 ・ 同が八検診 ・ 同が小検診 ・ 同が八検診 ・ 同が小人検診 ・ 同が小人検診 ・ 同が小人検診 ・ 同が小人検診 ・ 同が小人検診 ・ 同が小人検診 ・ 同が八検診 ・ 同が八人検診 ・ 同が小人検診 ・ 同が小人検診 ・ 同が小人検診 ・ 同が人検診 ・ 同が小人検診 ・ 同がした ・ 同	
行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(平成ニ十五年五月三十一日 法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第76項 号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第76項 号)(以下、番号法) 別表 第111項、 並びに行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日 内閣府・総務省令第五号) 第54条	
■情報照会の根拠	
I 関連情報 I 関連情報 - 1 関連情報 - 2 法律第三共元 - 1 表示 - 1	
I 関連情報 I 関連情報 ↑ 市政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 表139項による情報連携 ②法令上の根拠 ②法令上の根拠 ②法令上の根拠 □ は第二十七号)第19条第8号及び別表第二10 □ 情報提供の根拠 □ は第二十七号)第19条第8号及び別表第二50 □ 情報提供の根拠 □ は第二十七号)第19条第8号及び別表第二50 □ 情報提供の根拠 □ は第二十七号)第19条第8号及び別表第二50 □ 情報提供の根拠 □ は第二十二十日 は	
I 関連情報 I 関連情報 - ↑ 「政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 表139項 による情報連携 ②法令上の根拠 ②法令上の根拠 ②法令上の根拠 □ 「政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十七号)第19条第8号及び別表第二 10 電情報提供の根拠 番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタ) 電信法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタ)	